

岩手県知事 達増 拓也 様

★県外本社の方は県内営業所の情報を記載してください。

本社所在地	1. 岩手県内 / 2. 県 外
事業者名	(株)〇〇〇運送
営業所名	本社営業所
住 所	〒 (020-0891) 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2-9-1
代表者役職	代表取締役
代表者氏名	岩手 太郎 印
電話番号	019 (637) 〇〇〇〇
FAX番号	019 (637) ××××
メールアドレス	webmaster@〇〇〇〇.co.jp
担当者氏名	〇〇〇〇 ※本申請に係る問い合わせ先
本件の連絡先 03-****-**** info@****.co.jp	

本件の連絡先（決定通知書の送付先等）が記載内容と異なる場合は、連絡先の電話番号、メールアドレスを余白に記載してください。

運輸事業者運行支援緊急対策支援金 申請書兼請求書

運輸事業者運行支援緊急対策支援金の支給を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業用に所有している車両（県内の営業所等で使用している車両のみ対象）

区 分	事業用に所有・使用する車両の数（A）	
トラック・運送事業（貨物自動車運送）	緑(黒)ナンバーのみ	15台

2 支援金申請額 375,000 円
(※(A)×25,000円)

3 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（☒）を入れてください。

（支給申請には、全ての項目に☒の印が必要です。）

- ☒ 申請日時点において、事業に必要な許可等を全て有したうえで事業を実施しており、今後も事業継続の意思があることを認めます。
 - ☒ 岩手県内に本社を置く事業者又は県内に支店・営業所等を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当します。
 - ☒ 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しません。
 - ☒ 申請書類に不備があり、指定の期日までに申請書類の補正に応じない場合は、不支給決定となることに同意します。
 - ☒ 支援金の申請に当たり、もし申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、支援金額確定の取消、支援金の返還等に応じます。
 - ☒ 岩手県から、報告・立会検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- ※ 本支援金の審査、事業効果の検証及び今後の施策の検討のため、岩手県から申請内容等に関する確認又は照会を行う場合があります。
- ☒ 岩手県内の市町村において、本支援金と同様の燃料価格高騰対策に係る支援制度が実施される場合、当該市町村への社名（個人事業主の場合は氏名）、住所、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスの提供に同意します。

4 留意事項

支援金の重複支給の有無の確認に時間を要するため、保有する車両を取りまとめ（例：100 台保有の場合、100 台分をまとめて申請）のうえ、1 回で申請いただくよう事務処理の円滑化に御協力願います。

5 申請書類

下表のうち、○が付いている書類（該当する場合は△を含む。）を提出願います。（※1）

申請書類	今回初めて申請する方	第1弾～第6弾（※2）のうち1回以上支給決定を受けた方
ア 運輸事業者運行支援緊急対策支援金申請書兼請求書（様式1）	○	○
イ 運輸事業者運行支援緊急対策支援金支給対象車両一覧（様式2）	○	○
ウ 貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書（又は認可書）の写し（「一般貨物自動車運送事業」、「特定貨物運送事業」）、国土交通大臣への届出書の写し（「貨物軽自動車運送事業」）	○	—
エ 申請日までの直近1年間で運送業務を請け負ったことが確認できる書類 （例：業務請負契約書の写し、確定申告書等の写し（※3）、荷主から運送代金が入金されたことが分かる書類や通帳の写し等）	○	○
オ 【県外に本社を置き、県内に支店又は営業所等を有する事業者のみ提出】 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小事業者であることが確認できる書類 ・ 法人の場合：①現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（※4）及び②従業員数が分かる書類（労働保険概算・確定保険料申告書等の写し、法人税確定申告書添付書類（法人事業概況説明書）等） ・ 個人の場合：①確定申告書等の写し又は開業届（※3）	△ 【該当する事業者のみ提出】	—
カ 支給対象車両全てに係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項 （様式2の連番を写しに記入すること（手書き可）。）	○	○
キ 運輸事業者運行支援緊急対策支援金振込先調書（様式3）（※5）	○	○
ク 第1弾～第6弾の運輸事業者運行支援緊急対策支援金支給決定通知書の写し（いずれか1通で可）	—	○
ケ 支給審査にあたり、追加で知事が必要と認める書類	申請書類提出後、追加で提出を求める場合があります。	申請書類提出後、追加で提出を求める場合があります。

（申請書類に関する注意事項）

※1 申請書類の提出に係る費用は、全て申請者負担とします。

※2 第1弾～第6弾の申請受付期間は次のとおりです。

- ・ 第1弾（申請受付期間：令和4年7月11日～8月31日）
- ・ 第2弾（申請受付期間：令和5年4月3日～6月16日）
- ・ 第3弾（申請受付期間：令和5年8月1日～11月17日）
- ・ 第4弾（申請受付期間：令和6年2月5日～4月30日）
- ・ 第5弾（申請受付期間：令和7年1月30日～4月25日）
- ・ 第6弾（申請受付期間：令和8年1月29日～5月25日）

※3 確定申告書等の写し等をご提出いただく場合、提出事実・提出年月日を確認しますので、e-Taxの受信通知画面のスクリーンショットなどを印刷して提出してください。（その他の提出事実・提出年月日の確認方法について、詳しくは国税庁ホームページをご確認願います。）

※4 発行日から3か月以内の書類を提出してください。

※5 振込先調書の支払先情報の不備による再振込等の費用が発生した場合、その費用は申請者の負担とします。